

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和5年8月2日（令和5年（行情）諮問第664号，同第678号及び同第746号）

答申日：令和5年12月18日（令和5年度（行情）答申第530号，同第544号及び同第557号）

事件名：他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えている理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

市町村が実施する一般廃棄物処理事業が市町村の自治事務であることを法的根拠にして，最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村に対して財政的援助を与えることができると判断している理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

最終処分場の整備を行う努力を放棄している特定の市町村に対し当該努力を免除して財政的援助を与えることができると判断している理由と法的根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，令和5年3月20日付け環循適発第2303204号，同第23032018号及び令和5年3月27日付け同第2303274号により環境大臣（以下「環境大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書（原処分1）

ア 環境省は，特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環型社会形成推

進交付金を交付している（重要）。

イ 環境省が、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して交付している循環型社会形成推進交付金に関する事務処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）4条3項の規定に基づく市町村に対する国の財政的援助に係る事務処理になる。

ウ 廃棄物処理法4条3項の規定により、国は市町村に対して一般廃棄物の適正な処理に必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えることはできない。

エ 環境省が、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して交付している循環型社会形成推進交付金には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）の規定が適用される。

オ 補助金適正化法3条1項の規定により、環境大臣は循環型社会形成推進交付金に係る予算の執行に当たって、同交付金が公正に使用されるように務めなければならない（重要）。

カ 補助金適正化法6条1項の規定により、環境大臣は循環型社会形成推進交付金に係る交付の決定に当たって、交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかを確認しなければならない（重要）。

キ 環境省が定めている循環型社会形成推進交付金交付要綱において、環境省は、「交付金は、市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）に規定する循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を踏まえるとともに、廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。」としている。

ク 廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画において、政府は「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017年度の水準（20年分）を維持する。」としている。

ケ 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画においても、政府は「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017年度の水準（20年分）を維持する。」としている。

コ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「平成25年3月31日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年は19.7年であり、この水準を維持するものとする。」としている。

- サ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている。
- シ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物処理施設の整備については、「地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている（重要）。
- ス 言うまでもなく、国や都道府県は、一般廃棄物処理計画を作成することはできない（重要）。
- セ また、地方自治法の規定により、都道府県と市町村はその事務を処理するに当たって相互に競合しないようにしなければならない（重要）。
- ソ そもそも、市町村は、廃棄物処理法4条1項の規定により、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならないことになっている（重要）。
- タ 法制度上、市町村は市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する努力を、自らの判断に基づいて放棄することはできない（重要）。
- チ 法制度上、国と都道府県は市町村に対して市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する市町村の努力を自らの判断に基づいて免除することはできない（重要）。
- ツ 仮に、国や都道府県が市町村に対して市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する市町村の努力を自らの判断に基づいて免除していることが判明した場合は、国や都道府県が市町村の自治事務に対して不当に関与していることになる（重要）。
- テ 廃棄物処理法6条1項の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっている。
- ト 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は、「一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」としている。
- ナ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は「市町村は、廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、一般廃棄物処理計画を策定することが適当である。」としている。
- ニ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針においても、環境省は、一般廃棄物の最終処分場については、「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている。

- ヌ ちなみに、特定県Aが定めている第5期廃棄物処理計画において、県は一般廃棄物の最終処分場について、「循環型社会を支える最終的な基盤施設として、現施設の延命化を図るとともに、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。」としている。
- ネ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、環境省は、「市町村が循環型社会形成推進地域計画を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要がある。」としている。
- ノ 環境省が作成している循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルにおいて、環境省は、「地域計画で記述した今後の処理体制等と、廃棄物処理法に基づき市町村が作成する一般廃棄物処理計画に記載されたごみ及び生活排水の処理に関する処理体制等の基本的事項とは整合性が図られている必要があるため、必要に応じて一般廃棄物処理計画の修正を行うこととする。」としている。
- ハ 環境省が作成している循環型社会形成推進交付金交付制度Q&Aにおいても、環境省は、「地域計画の策定主体は、一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性が確保されるよう配慮する必要がある。」としている。
- ヒ 特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する計画になっているので、政府が定めている循環基本計画を踏まえて策定されていない（重要）。
- フ また、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、政府が定めている廃棄物処理施設整備計画との調和が保たれていない（重要）。
- ヘ そして、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に沿って策定されていない（重要）。
- ホ しかも、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、県が定めている第5期廃棄物処理計画を踏まえて策定されていない（重要）。
- マ 結果的に、特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して策定されていないことになる（重要）。
- ミ 結果的に、特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが作成した循環型社会形成推進地域計画は、環境省が作成している循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルと循環型社会形成推進交付金制度Q&Aに即して策定されていないことになる（重要）。
- ム そして、環境省は特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処

理基本計画との整合性が確保されていない特定市Bと2村が作成した循環型社会形成推進地域計画を適正な計画であると判断して承認していることになる（重要）。

メ しかも、環境省は特定市Bと特定村Cと特定村Dが作成した、2村が策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性が確保されていない不適正な循環型社会形成推進地域計画に従って循環型社会形成推進交付金を交付していることになる（重要）。

モ いずれにしても、廃棄物処理法の上位法である循環基本法の規定による循環基本計画において、政府は「国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る。」としている。

ヤ したがって、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、環境省が循環基本計画に従って、国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図っていないことになる（重要）。

ユ また、国として特定村Cと特定村Dに対して一般廃棄物の適正な処理に必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えていることになる（重要）。

ヨ 仮に、環境省が最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えている場合は、環境省が2村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えていることになる（重要）。

ラ そして、環境省が特定村Cと特定村Dに対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えている場合は、環境大臣が循環型社会形成推進交付金に係る予算の執行に当たって、交付金が公正に使用されるように努めていないことになる（重要）。

リ 以上により、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、速やかに作成して審査請求人に対して開示しなければならない（重要）。

ル なお、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成しない場合は、国内におけるすべての市町村が、焼却施設の整備に当たって最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画と循環型社会形成推進地域計画を策定することができることになり、結果的に環境省の循環型社会形成推進交付金制度が

崩壊することになるので、不開示決定に当たって行政手続法 8 条 1 項の趣旨に照らして、その理由を付記しなければならない（重要）。

(2) 審査請求書（原処分 2）

ア 環境省は、特定県 A の特定市 B と特定村 C と特定村 D が推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環型社会形成推進交付金を交付している（重要）。

イ 廃棄物処理法 4 条 1 項の規定により、市町村は、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならないことになっている（重要）。

ウ しかし、特定市と共同で「ごみ処理の広域化」に対する事務処理を推進している特定村 C と特定村 D は、一般廃棄物処理事業の実施に当たって、最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している（重要）。

エ 廃棄物処理法 5 条の 2 第 1 項の規定により、環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めなければならないことになっている。

オ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「平成 25 年 3 月 31 日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年は 19.7 年であり、この水準を維持するものとする。」としている。

カ 環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において、大臣は、一般廃棄物の最終処分場については、「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている。

キ 廃棄物処理法に規定する基本方針において、環境大臣は、一般廃棄物処理施設の整備については、「地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている（重要）

ク 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画において、政府は「一般廃棄物最終処分場の残余年数については、2017 年度の水準（20 年分）を維持する。」としている。

ケ 廃棄物処理法 5 条の 4 の規定により、国は、廃棄物処理施設整備計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならないことになっている。

コ ちなみに、廃棄物処理施設整備計画に対するパブリックコメントにおいて、環境省は、「本計画は、廃棄物処理法 4 条に基づく国及び地

方公共団体の責務を前提として策定している。」と回答している（重要）。

サ 廃棄物処理法 4 条 2 項の規定により，都道府県は市町村に対して，同法 4 条 1 項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならないことになっている。

シ 廃棄物処理法 4 条 3 項の規定により，国は市町村に対して，同法 4 条 1 項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならないことになっている。

ス 廃棄物処理法 4 条 3 項の規定により，国は都道府県に対して，同法 4 条 2 項の規定に基づく都道府県の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならないことになっている。

セ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針においても，環境省は，一般廃棄物の最終処分場については，「地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。」としている（重要）。

ソ 環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において，環境省は，「市町村は，災害廃棄物を含む地域の一般廃棄物についての処理責任を有しており，平時から，災害対応拠点の観点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築，災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。」としている（重要）。

タ 環境省が作成している災害廃棄物対策指針において，環境省は，「市区町村は，一般廃棄物についての処理責任を有しており，地域に存在する資機材，人材，廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し，極力，自区域内において災害廃棄物処理に努める。」としている（重要）。

チ しかし，特定県 A の特定村 C と特定村 D は，環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理基本計画を策定していない。

ツ また，特定県 A の特定村 C と特定村 D における災害廃棄物の処理に関する施策は，環境省が作成している災害廃棄物対策指針に即して講じられていない。

テ にもかかわらず，環境省は，特定県 A の特定村 C と特定村 D と特定市が推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して財政的援助を与えている（重要）。

- ト したがって、環境省は廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村（特定村Cと特定村D）に対して同法4条3項の規定に従って必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えていることになる。
- ナ また、環境省は、特定県Aにおいて、廃棄物処理法5条の4の規定に従って廃棄物処理施設整備計画の達成を図るために必要な措置を講じていないことになる。
- ニ そして、環境省は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針に即して一般廃棄物処理基本計画を策定していない市町村（特定村Cと特定村D）に対して財政的援助を与えていることになる。
- ヌ さらに、環境省は、環境省が作成している災害廃棄物対策指針に即して災害廃棄物の適正な処理に対する施策を講じていない市町村（特定村Cと特定村D）に対して財政的援助を与えていることになる。
- ネ 以上により、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成・取得していない場合は、速やかに作成して審査請求人に対して開示しなければならない（重要）。
- ノ なお、環境省が審査請求人が請求している行政文書を作成しない場合は、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、市町村に対する財政的援助に当たって、公平性、公正性、透明性、正当性を確保していないことになるので、不開示決定に当たって行政手続法8条1項の趣旨に照らして、その理由を付記しなければならない（重要）。

(3) 審査請求書（原処分3）

- ア 廃棄物処理法4条1項の規定により、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めるとともに、一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならない。
- イ 廃棄物処理法4条1項の規定は市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して適用される規定なので、市町村は市町村の判断に基づいて同規定に基づく市町村の責務を放棄することはできない（重要）。
- ウ 廃棄物処理法4条1項の規定は市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して適用される規定なので、国や都道府県は国や都道府県の判断に基づいて同規定に基づく市町村の責務を免除することはできない（重要）。
- エ 仮に、国や都道府県が国や都道府県の判断に基づいて廃棄物処理法4条1項の規定に基づく市町村の責務を免除して事務処理を行った場合は、国や都道府県が市町村の自治事務に対して不当に関与している

ことになる（重要）。

オ いずれにしても、市町村が市町村の判断に基づいて、市町村の自治事務に適用される努力義務規定に対する努力を放棄することができる場合は、市町村は市町村の判断に基づいて、地方自治法2条14項の規定に従って住民の福祉の増進に努める責務も放棄することができることになる。

カ 廃棄物処理法6条1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

キ 廃棄物処理法6条1項の規定に基づく市町村による一般廃棄物処理計画の策定は、同法4条1項の規定における、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置になる。

ク 仮に、市町村が廃棄物処理法6条1項の規定に違反して不適正な一般廃棄物処理計画を策定している場合は、当該市町村が、同法4条1項の規定に従って、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めていないことになる（重要）。

ケ 特定県Aの特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画の対象区域には特定米軍施設が含まれており、同村は米軍ごみを事業系一般廃棄物として整理しているが、同村は米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外している（重要）。

コ 環境省は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、一般廃棄物処理計画は、市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならないとしているので、環境省が特定村Dが策定している米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、ごみ処理基本計画策定指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和5年度においても変更していない。

サ 特定県Aの特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画は、最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する計画になっている（重要）。

シ 環境大臣は、大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において、一般廃棄物処理施設の整備については市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とするとしているので、環境省が特定村Cと特定村Dが策定している最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、大臣が基本方針を変更しなければならないことになるが、大臣は令和5年度においても変更し

ていない。

ス 環境省は、環境省が作成しているごみ処理基本計画策定指針において、市町村は廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、一般廃棄物処理計画を策定することが適当であるとしているので、環境省が特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、ごみ処理基本計画策定指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和5年度においても変更していない。

セ また、環境省は、環境省が作成している災害廃棄物対策指針において、市区町村は、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努めるとしているので、環境省が特定村Cと特定村Dが策定している一般廃棄物処理基本計画を適正な計画であると判断している場合は、災害廃棄物対策指針を変更しなければならないことになるが、環境省は令和5年度においても変更していない。

ソ 仮に、市町村が一般廃物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、市町村以外の者（国や都道府県や民間業者等）が整備を行うことに努めなければならないことになるが、廃棄物処理法にそのような規定はない（重要）。

タ そして、市町村が一般廃棄物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、結果的に、市町村には最終処分場の整備を行うことに努める責務はないことになるので、国民が市町村による最終処分場の整備を阻止するために裁判所に提訴した場合は、法の定めに基づいて合理的に阻止することができることになる（重要）。

チ ちなみに、特定県Aの特定市Eと特定市Fと特定市Gと特定町Hと特定町Iと特定町Jが構成市町村になっている特定組合は、民間委託処分を回避して市町村による一般廃棄物の最終処分場の整備を推進するために各市町の輪番制により最終処分場の整備を継続する協定を締結している。

ツ したがって、市町村には最終処分場の整備を行うことに努める責務がないことを特定組合の構成市町の住民が知った場合は、裁判所に提訴して最終処分場の整備を阻止することができることになるので、同組合における輪番制が崩壊することになる。

テ なお、特定県は、廃棄物処理法5条の5の規定に基づいて、環境大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針に即して県が定めている第5期廃棄物処理計画において、一般廃棄物の最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、今後も計画的に整備を進めていく必要

があるとしている。

- ト　そして、廃棄物処理法5条の6の規定により、環境省は都道府県と連携して、都道府県が定めている廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講じるように努めなければならないことになっている。
- ナ　しかし、特定県Aは、県議会の土木環境委員会において、市町村には最終処分場の整備を行う法律上の義務はないという答弁を繰り返しているので、県と連携して特定市Bと特定村Cと特定村Dと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して循環型社会形成推進交付金に係る予算を執行している環境省の責任において、県に対して市町村による一般廃棄物の最終処分場の整備について、適切な技術的援助を与えなければならない。
- ニ　廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画と廃棄物処理法に規定する廃棄物処理施設整備計画において、政府は一般廃棄物の最終処分場については、20年分の残余年数を維持するとしているので、市町村が一般廃棄物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、政府は循環基本計画と廃棄物処理施設整備計画に従って一般廃棄物の残余年数を維持するための施策を講じることができないことになる（重要）。
- ヌ　循環基本法に規定する循環基本計画において、国は一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するとしているので、市町村が廃物処理事業の実施に当たって、市町村の判断に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、環境省は循環基本計画に従って残余容量の予測を行いつつ、必要となる最終処分場を継続的に確保するための措置を講じることができないことになる（重要）。
- ネ　いずれにしても、特定村Dは、廃棄物処理法4条1項の規定に従って、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるように努めていない。
- ノ　そして、特定村Cと特定村Dは、廃棄物処理法4条1項の規定に従って、最終処分場の整備を行うことに努めていない。
- ハ　結果的に、特定村Cと特定村Dは廃棄物処理法4条1項の規定に従って市町村の責務を十分に果たすように努めていないことになる（重要）。
- ヒ　廃棄物処理法4条2項の規定により、都道府県は市町村に対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- フ　結果的に、特定県Aは廃棄物処理法4条2項の規定に従って、特定

- 村Cと特定村Dに対して同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。
- ヘ 廃棄物処理法4条3項の規定により，国は同法4条1項及び同法4条2項の規定に基づく市町村と都道府県の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。
- ホ 環境省は，特定県Aの特定市Bと特定村Cと特定村Dが共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して県と連携して財政的援助を与えている。
- マ 結果的に，環境省は特定村Cと特定村Dに対して必要な財政的援助を与えることに努めているが，必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。
- ミ 結果的に，特定県Aは特定村Cと特定村Dに対して環境省と連携して国の財政的援助を与えるための事務処理を行っているが，2村に対して必要な技術的援助を与えることに努めていないことになる（重要）。
- ム 廃棄物処理法の上位法である循環基本法に規定する循環基本計画において，国は，一般廃棄物についての適正処理を推進するために，市町村の統括的な処理責任や市町村による一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図ることになっている。
- メ 国が，一般廃棄物についての適正処理を推進するために，市町村の統括的な処理責任や市町村による一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図るためには，廃棄物処理法4条3項の規定に従って，市町村に対して積極的に技術的援助を与えることに努めなければならないことになる。
- モ 結果的に，環境省は，特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えることに努めているが，市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について周知徹底を図っていないことになる（重要）。
- ヤ 環境大臣は，大臣が定めている廃棄物処理法の基本方針において，一般廃棄物処理施設の整備については市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とするとしている。
- ユ 結果的に，環境省は，大臣が定めている基本方針に反して特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えていることになる（重要）。
- ヨ 環境省の循環型社会形成推進交付金には補助金適正化法の規定が適用されるが，同法3条1項の規定により，環境大臣は，交付金に係る予算の執行に当たって，交付金が公正に使用されるように努めなけれ

ばならないことになっている。

ラ そして、環境大臣は、市町村に対する交付金の交付決定に当たって、補助金適正化法 6 条 1 項の規定に従って必要な調査を行い、交付対象事業の内容が適正であるかどうかについて確認しなければならないことになっている。

リ 結果的に、大臣は、特定県 A の特定市 B と特定村 C と特定村 D が共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、補助金適正化法 3 条 1 項の規定に違反して交付金に係る予算を執行していることになる（重要）。

ル 結果的に、大臣は、特定県 A の特定市 B と特定村 C と特定村 D が共同で推進している「ごみ処理の広域化」に対する事務処理に対して、補助金適正化法 6 条 1 項の規定に違反して交付金の交付を決定していることになる（重要）。

レ ちなみに、特定市 B と特定村 C と特定村 D が作成して環境省が承認している循環型社会形成推進地域計画に従って、広域施設の整備が完了した時に 2 村が廃止することになっている既存施設は、2 村が構成市町村になっている特定一部事務組合が特定米軍施設から排出される米軍ごみの処理を行うことを条件に防衛省の補助金を利用して整備しているので、環境省と県が 2 村に対して適切な技術的援助を与えて特定村 C が一般廃棄物処理基本計画を変更しない場合は同組合は永遠に補助目的を達成することができないことになる。

ロ その特定一部事務組合も、特定村 D と同様に、一般廃棄物処理基本計画において米軍ごみのうち「可燃ごみ」以外の一般廃棄物（「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」）を処理対象物から除外しているので、同組合が補助目的を達成する前に既存施設を廃止する場合は、防衛省の財産処分の承認基準に従って所定の補助金を返還して加算金を納付しなければならないことになる。

ワ いずれにしても、環境省は、法令に違反して一般廃棄物処理事業を行っている市町村に対して財政的援助を与えることはできない。

ヲ そして、法令に違反して一般廃棄物処理事業を行っている市町村に対して環境省が財政的援助を与える場合は、その前に、当該市町村に対して法令違反を是正するために必要となる技術的援助を与えなければならない。

ン そして、環境省の技術的援助に従って市町村が法令違反を是正しない場合は、当該市町村に対して是正の要求をしなければならない。

A しかし、環境省は、令和 5 年度においても、特定村 C と特定村 D に対して、法令違反を是正するために必要となる技術的援助を与えていない（重要）。

- B そして、環境省は、令和5年度においても、特定村Cと特定村Dに対して、法令違反に対する是正の要求をしていない（重要）。
- C 以上により、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書を保有していない場合は、環境省が廃棄物処理法4条3項の規定に従って、特定県Aと特定村Cと特定村Dに対して必要な技術的援助を与えることに努めていないことになるので、同規定に基づく国の責務を十分に果たすために、速やかに作成して審査請求人に開示しなければならない（重要）。
- D なお、環境省が審査請求人が開示を求めている行政文書を作成しない場合は、環境省が廃棄物処理法の規定に違反して不適正な一般廃棄物処理計画を策定している市町村（特定村Cと特定村D）に特段の配慮をして（法令違反を黙認して）財政的援助を与えていることになり、その場合は環境省の関係者（大臣を含む）に対して補助金適正化法の罰則規定が適用される恐れがあるので、不開示決定に当たって、その理由を明示しなければならない。

（4）意見書（原処分1）

- ア 環境省の理由説明（一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されている。）に対する意見
- （ア）廃棄物処理法4条1項の規定は、市町村の自治事務（法令の範囲で市町村が自主的に責任をもって処理する事務）に適用される規定であり、廃棄物処理法の目的と趣意に沿って一般廃棄物の適正処理を確保するために定められている最も重要な規定である。
- （イ）しかし、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する場合は、その前に都道府県知事が民間業者に対して最終処分場の設置許可を与えていなければならない。
- （ウ）また、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年から15年）を策定する場合は、廃棄物処理法6条3項の規定に従って他の市町村が策定している一般廃棄物処理基本計画との調和を保つように努めなければならない。
- （エ）したがって、市町村が市町村の自治事務として、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する施策を策定して実施するためには、①都道府県知事が許可権を発動することと、②自区域内に民間の最終処分場がある他の市町村から理解と協力を得ることが必須要件になる。
- （オ）なお、市町村が自区域内において実施する一般廃棄物処理施設の整備については、都道府県知事の許可は不要であり、当然のことと

して他の市町村の理解と協力を得ることも不要である。

(カ) いずれにしても、都道府県は民間業者が設置する一般廃棄物処理施設に対する許可権と許可取消権を有しているが、市町村は有していない。

(キ) また、自区域内に民間業者が設置した一般廃棄物処理施設がある市町村は措置命令権と代執行権を有しているが、他の市町村において民間委託処分を行う市町村は有していない。

(ク) しかし、環境省は「ごみ処理基本計画策定指針」に関する都道府県に対する通知（平成26年10月8日付環廃対発第1410081号）において、市町村による一般廃棄物の民間委託処理については、「受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。」としている。

(ケ) したがって、市町村が他の市町村において一般廃棄物の民間委託処分を継続する自治事務には、他の市町村との間で紛争が生じる可能性があり、事実、特定県K特定市Lにおいて自区域内に一般最終処分場の最終処分場がある市町村（特定市L）と自区域外において民間委託処分を行っていた市町村（一部事務組合を含む）との間で紛争（特定訴訟）が生じている。

(コ) このように、市町村の自治事務には、民間委託処分（市町村が自区域外において実施する事務処理）も含めた一般廃棄物処理施設の整備等（市町村が自区域内において実施する事務処理）も含まれていると解されているという理由説明には、重大な誤認がある。

イ 環境省の理由説明（他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はなく、そのことが焼却施設の整備に影響を与えることはない。）に対する意見

(ア) 他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実がない場合は、当然のこととして市町村が10年から15年にわたって最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続している場合であっても廃棄物処理法の目的及び趣意に反していないことになる。

(イ) また、その場合は、当然のこととして市町村が一般廃棄物処理基本計画を改定する場合であっても、引き続き最終処分場の整備を行

わずに他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することができることになる。

(ウ) したがって、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実がない場合は、市町村は永遠に最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続することができることになる。

(エ) なお、市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に対して適用される廃棄物処理法4条1項の規定において、市町村は一般廃棄物処理事業の実施に当たって、施設（最終処分場を含む）の整備に努めなければならないことになっているので、市町村が永遠に最終処分場の整備を行う努力を放棄することができる場合は、同規定に基づく施設には最終処分場が含まれていないことになるが、実際は含まれている。

(オ) その証拠に、環境省の循環型社会形成推進交付金の交付対象施設には、市町村が整備する一般廃棄物の最終処分場が含まれている。

(カ) いずれにしても、最終処分場の整備に努める責務を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続している市町村であっても環境省の循環型社会形成推進交付金を利用して焼却施設の整備を行うことができる場合は、同省が市町村には最終処分場の整備に努める責務はないと判断していることになるので、同省は循環型社会形成推進交付金の交付対象施設から最終処分場を除外しなければならないことになる。

(キ) ちなみに、環境省は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、都道府県の職員に対して「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、平成28年9月に改定・周知を行っていると言っている。

(ク) また、環境省は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、都道府県に対して市町村に対する「ごみ処理基本計画策定指針」の周知徹底と助言等を要請している。

(ケ) さらに、環境省は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、都道府県に対して市町村が策定する一般廃棄物処理計画に遺漏がないよう強い指導を行うように要請している。

(コ) 廃棄物処理法の基本方針において、環境大臣は一般廃棄物処理施設の整備については、市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とするとしている。

(サ) そして、廃棄物処理法の基本方針において、環境大臣は一般廃棄

物の最終処分場については、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとするとしている。

- (シ) しかも、環境省は、「ごみ処理基本計画策定指針」においても、一般廃棄物の最終処分場については、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとするとしている。
- (ス) いうまでもなく、廃棄物処理法の規定に基づいて一般廃棄物処理計画を作成することができるのは市町村だけなので、廃棄物処理法の基本方針に従って一般廃棄物の最終処分場の整備を実施することができるのは市町村だけになる。
- (セ) しかし、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、環境大臣が基本方針を定めた平成13年度から20年以上、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続していた。
- (ソ) そして、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、令和5年度においても、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を変更してしないので、2村は完全に廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備に努める責務を放棄している市町村になる。
- (タ) その特定県Aの特定村Cと特定村Dに対して、環境省は特定市Bを通じて間接的に循環型社会形成推進交付金を交付している。
- (チ) なお、環境省の循環型社会形成推進交付金制度は、廃棄物処理法4条3項の規定に基づく市町村に対する国の財政的援助に関する制度であり、国が同法4条1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように財政的援助を与えることを目的としている。
- (ツ) したがって、一般廃棄物の最終処分場の整備に努める責務を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続している市町村が新たに整備する焼却施設に対して環境省が循環型社会形成推進交付金を交付している場合は、国が一般廃棄物の最終処分場の整備に努める市町村の責務を免除して財政的援助を与えていることになる。
- (テ) いずれにしても、国は市町村に対して廃棄物処理法4条1項の規定に基づく市町村の責務（最終処分場の整備に努める責務を含む）が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めずに財政的援助を与えることはできない。
- (ト) このように、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はないという理由説明と、そのことが焼却施設の整備に影響を与えることはないという理由説明には、重大な誤認がある。

- ウ 環境省の理由説明（各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、環境省が廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断している事実はない。）に対する意見
- (ア) 補助金適正化法3条1項の規定により、環境大臣が循環型社会形成推進交付金に係る予算を執行する場合は、交付金が公正に使用されるように努めなければならないことになっている。
 - (イ) また、補助金適正化法6条1項の規定により、環境大臣が循環型社会形成推進交付金に対する交付を決定する場合は、交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかについて調査を行い、適正であることを確認しなければならないことになっている。
 - (ウ) 環境省は、「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村が「循環型社会形成推進地域計画」を策定する場合には、一般廃棄物処理計画との整合性に配慮する必要があるとしている。
 - (エ) また、環境省は「循環型社会形成推進交付金制度Q&A」において、地域計画の策定主体は、一般廃棄物処理計画と地域計画の整合性が確保されるよう配慮する必要があるとしている。
 - (オ) その環境省は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、都道府県の職員に対して「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法の基本方針を踏まえて、平成28年9月に改定・周知を行っていると言っている。
 - (カ) 言うまでもなく、廃棄物処理法の基本方針は同法の目的と趣意に沿って定められている。
 - (キ) したがって、環境省は市町村が策定した循環型社会形成推進地域計画を承認するときに、同計画と市町村が策定している一般廃棄物処理計画との整合性が確保されていることを確認しなければならないことになる。
 - (ク) そして、環境省は市町村に対して循環型社会形成推進交付金の交付を決定するときに、補助金適正化法6条1項の規定に従って必要な調査を行い、市町村が策定している一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断しなければならないことになる。
 - (ケ) 仮に、環境省において、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断している事実がない場合は、環境大臣が交付金の交付決定に当たって、補助金適正化法6条1項の規定に従って交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかの調査を行っていないことになる。
 - (コ) また、環境省において、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判

断している事実がない場合は、環境大臣が交付金に係る予算の執行に当たって、補助金適正化法3条1項の規定に従って交付金が公正に使用されるように努めていないことになる。

(サ) なお、廃棄物処理法の上位法である循環基本法に基づく循環基本計画において、国は国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図ることになっているので、そのためには、国の取り組みとして、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、環境省が廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断する必要がある。

(シ) このように、環境省において、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断している事実がない場合は、結果的に市町村は、廃棄物処理法の規定に違反して一般廃棄物処理基本計画を策定している場合であっても、一般廃棄物処理施設の整備に当たって環境省の循環型社会形成推進交付金を利用することができることになる。

エ 以上のおおり、環境省の理由説明には重大な誤認があり、しかも循環基本法と廃棄物処理法と補助金適正化法の規定に抵触する部分があるので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が同省における公的な行政文書になるので、同省は理由説明書にある同省の考え方を国内のすべての都道府県と市町村に対して周知しなければならない。

なぜなら、市町村は廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備に努めずに、焼却施設の整備に当たって同法4条3項の規定に基づく国の財政的援助を受けることができることになるからである。

(5) 意見書（原処分2）

ア 環境省の理由説明（他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。）に対する意見

(ア) 廃棄物処理法6条2項、5項の規定により、市町村が一般廃棄物処理計画を策定する場合は、一般廃棄物の処理施設の整備に関する計画も定めなければならないことになっている。

(イ) 環境省は、「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっ

ては、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があるとしている。

(ウ) なお、最終処分場の整備を行うことに努めている市町村が、最終処分場の整備が完了するまでは他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している場合は、最終処分場の整備を行う努力を放棄していないことになるが、はじめから他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定している市町村は、明らかに最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。

(エ) 事実、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、環境大臣が基本方針を定めた平成13年度から20年以上、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続していた。

(オ) そして、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、令和5年度においても、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を変更していないので、2村は、明らかに最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。

(カ) しかも、環境省は、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わない一般廃棄物処理基本計画を策定している特定県Aの特定村Cと特定村Dに対して特定市Bを通じて財政的援助を与えている。

(キ) ちなみに、他の市町村において民間委託処分を継続する前提で最終処分場の整備を行わないことにしている市町村が、民間委託処分が困難な状況になった場合に最終処分場の整備を検討する一般廃棄物処理基本計画を策定している場合であっても、その市町村は、やはり最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになる。

(ク) なぜなら、その市町村は、一般廃棄物処理基本計画を策定したときに最終処分場の整備に必要な事務処理（整備計画の作成や用地選定等）に着手していないことになるからである。

(ケ) いずれにしても、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、過去に遡って最終処分場の整備を行うことはできない。

(コ) したがって、特定県Aの特定村Cと特定村Dは、未来において最終処分場の整備に着手するときまでは、最終処分場の整備に努める責務を放棄している市町村になる。

イ 上記(4)アと同旨。

ウ 環境省の理由説明（他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、

最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。)に対する意見

(ア) ないし (コ) 上記ア (ア) ないし (コ) と同旨。

エ そもそも、審査請求人は、市町村が実施する一般廃棄物処理事業が市町村の自治事務であることを法的根拠にして、廃棄物処理法4条1項の規定に従って最終処分場の整備に努める責務を放棄している市町村に対して、環境省が財政的援助を与えることができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書の開示を求めている。

しかし、環境省の理由説明には、重大な誤認があるので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。

なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、同省の理由説明書が同省における公的な行政文書になるので、同省は国内のすべての市町村に対して、最終処分場の整備を行わずに、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している場合であっても、焼却施設の整備に当たって同省の財政的援助を受けることができることを周知しなければならない。

なぜなら、循環基本法に基づく循環基本計画により、環境省は国の取り組みとして、一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図ることになっているからである。

ただし、環境省が国内のすべての市町村に対して周知徹底を図る場合は、「一般廃棄物処理施設の整備については、市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている廃棄物処理法の基本方針を変更しなければならない。

そして、廃棄物処理法を改正して、同法4条1項の規定に基づいて市町村が整備に努める責務を有している施設から、最終処分場を除外しなければならない。

さらに、国が同法4条1項の規定に基づいて市町村が整備に努める責務を有している施設から最終処分場を除外した場合は、最終処分場の整備を行う市町村に対して国が同法4条3項の規定に基づいて財政的援助を与える法的根拠を失うことになるので、環境省は同省の循環型社会形成推進交付金の交付対象施設から最終処分場を除外しなければならない。

(6) 意見書 (原処分3)

ア 環境省の理由説明 (一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により、市町村の自治事務とされており、当該事務には民間委託を含めた一般廃棄物処理施設の整備等

も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣旨に反するという事実はない。) に対する意見

- (ア) 環境省は平成26年1月28日の最高裁判決（一般廃棄物処理業許可取消等，損害賠償事件）を受けて同年10月8日に都道府県に対して通知（環発対発第1410081号）を発出しているが，同省は同通知において，「最高裁の判決は廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものである。」としている。
- (イ) そして，環境省は全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において，都道府県に対して市町村に対する同通知の周知徹底を要請している。
- (ウ) しかし，最高裁判所は，この判決において，「一般廃棄物の処理は本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業である。」という法令解釈を明らかにしている。
- (エ) しかも，環境大臣は廃棄物処理法の基本方針において，「一般廃棄物処理施設の整備については，市町村が一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。」としている。
- (オ) このことは，市町村が他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する施策は，廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った基本的な施策ではなく，例外的な施策になることを意味している。
- (カ) したがって，他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はないという環境省の理由説明は，最高裁判所の法令解釈とは異なる説明になる。
- (キ) しかも，他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反する事実はないという環境省の理由説明は，同省が都道府県に発出している通知（環発対発第1410081号）との整合性が確保されていないことになる。
- (ク) このように，環境省の理由説明には大きな矛盾があり，しかも事実と反する説明になっている。
- (ケ) なお，環境省が，特定県Aの特定市Bを通じて特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を与えていることは事実である。
- (コ) また，特定村Cと特定村Dが最終処分場の整備に努める責務を放棄して，他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定していることも事実である。

- (サ) そして、廃棄物処理法の目的及び趣旨に関して、最高裁判所の解釈と環境省の解釈が異なっていることも事実である。
- (シ) いずれにしても、環境省は、特定村Cと特定村Dに対して必要な技術的援助を与えずに財政的援助を与えている。
- (ス) その特定村Cと特定村Dは、環境大臣が廃棄物処理法の基本方針を定めた平成13年度から20年以上、最終処分場の整備に努める責務を放棄して、他の市町村において民間委託処分を継続していた。
- (セ) そして、令和5年度においても、最終処分場の整備に努める責務を放棄して、他の市町村において民間委託処分を継続している。
- (ソ) しかも、環境省は、特定市Bを通じて財政的援助を与えている特定村Cと特定村Dに対して、令和5年度においても、廃棄物処理法4条3項の規定に従って、同法4条1項に規定に基づく2村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えていない。
- (タ) このように、環境省は、誰が考えても、特定村Cと特定村Dに対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えていることになる。
- (チ) したがって、環境省は特定村Cと特定村Dに対する財政的援助を停止して、2村に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- イ 以上のとおり、環境省の理由説明は、同省の事務処理を正当化することだけを目的とした乱暴な説明になっているので、同省は本件不開示決定を維持することはできない。
- なお、環境省が本件不開示決定を維持する場合は、廃棄物処理法4条3項の規定に基づいて特定市Bを通じて財政的援助を与えている特定村Cと特定村Dに対して、同省が同規定に従って必要な技術的援助を与えることに努める責務を放棄していることになる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案経緯

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和5年1月23日及び号月27日付けで本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月24日及び30日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和5年3月20日及び同月27日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和5年4月28日及び同年5月26日付けで処分庁に対してこの原処分について「審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同年5月15日及び同年5月29日付け

で受理した。

- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

処分庁は、次の理由から、法9条2項に基づき不開示決定をしたものである。本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

(1) 原処分1について

開示請求においては、「最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定している市町村が焼却施設の整備を行う場合に、廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が当該市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して同法4条3項の規定に従って財政的援助を与えることができると判断している」理由等について開示請求がなされているところ、かかる環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除しているという事実はないため、その理由を具体的に明示した行政文書は存在しないと判断したものである。

(2) 原処分2について

開示請求においては、「廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、市町村が実施する一般廃棄物処理事業が市町村の自治事務であることを法的根拠にして、同法4条1項の規定に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村に対して、最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断している」理由等について開示請求がなされているところ、廃棄物処理施設整備計画の記載は「目標及び指標」であり、かかる環境省が一般廃棄物最終処分場の整備を放棄している市町村に対して、最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断しているという事実はないため、その理由を具体的に明示した行政文書は存在しないと判断したものである。

(3) 原処分3について

開示請求においては、「環境省は廃棄物処理法を所管している国の行政機関として、特定県Aにおいて平成時代から15年以上、最終処分場の整備と民間委託処分を回避するために「最終処分ゼロ」を継続している特定市Bと、平成時代から15年以上、最終処分場の整備を放棄して他の市町村において「民間委託処分」を継続している特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して同法4条3項の規定に従って財政的援助を与えることに努めているが、環境省が同法4条1条の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄している2村に対し

て最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断している」理由等について開示請求がなされているところ、かかる環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除しているという事実はないため、その前提に基づき作成された行政文書は存在しないと判断したものである。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)ないし(3)と同旨。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

(1) 原処分1について

審査請求人は、環境省が、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を行っていることから、環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えていると考え、その作業に関する文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反するという事実はなく、そのことが焼却施設の整備に影響を与えることはない。

また、各市町村の一般廃棄物処理基本計画について、環境省が廃棄物処理法の目的及び趣意に沿った適正な計画か否かを判断している事実はない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

(2) 原処分2について

審査請求人は、環境省が、最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村に対して、最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断していると考え、その判断の理由等に関する文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、環境省が一般廃棄物最終処分場の整備を放棄している市町村に対して、最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与える

ことができると判断しているという事実はない。

また、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が、最終処分場の整備を行う努力を放棄していることになるという事実はない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

(3) 原処分3について

審査請求人は、環境省が、最終処分場の整備を行わずに他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している特定村Cと特定村Dに対して財政的援助を行っていることから、環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えていると考え、その作業に関する文書が作成・取得されているはずだと主張している。

しかし、一般廃棄物の処理は、一般的に、地方自治法2条及び廃棄物処理法24条の4の規定により市町村の自治事務とされており、当該事務には、民間委託処分も含めた一般廃棄物処理施設の整備等も含まれていると解されているところであるため、他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画が廃棄物処理法の目的及び趣意に反するという事実はなく、環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えているという事実もない。

以上のことから、原処分に係る審査請求人の主張は誤りである。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月2日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第664号及び同第678号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月28日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第746号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ⑤ 同年 9 月 1 9 日 審査請求人から意見書を收受（令和 5 年（行情）諮問第 6 6 4 号及び同第 6 7 8 号）
- ⑥ 同年 1 0 月 1 1 日 審査請求人から意見書を收受（令和 5 年（行情）諮問第 7 4 6 号）
- ⑦ 同年 1 1 月 1 7 日 審議（令和 5 年（行情）諮問第 6 6 4 号，同第 6 7 8 号及び同第 7 4 6 号）
- ⑧ 同年 1 2 月 1 1 日 令和 5 年（行情）諮問第 6 6 4 号，同第 6 7 8 号及び同第 7 4 6 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を作成・取得しておらず，保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について，上記第 3 の 2 及び 4 のとおり，諮問庁は，市町村が作成する他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することが，廃棄物処理法の目的及び趣意に反することはなく，環境省が市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除しているという事実又は最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断しているという事実はないため，本件対象文書を作成・取得していない旨説明する。

(2) 以下，検討する。

廃棄物処理法 6 条の 2 第 2 項及び同施行令 4 条において，市町村が，一般廃棄物の収集，運搬又は処分を，当該市町村以外の市町村の区域内にある者に委託する場合の基準が規定されていることからすると，市町村が，他の市町村に一般廃棄物を搬出して民間委託処分することはあらかじめ想定されており，上記（1）の諮問庁の説明のとおり，市町村が，他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場に対して一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定することが一般廃棄物の最終処分場の整備を行う努力を放棄しているとはいえないものと認められる。

そうすると，環境省が，他の市町村にある民間の一般廃棄物最終処分場において一般廃棄物の委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画を策定している市町村に対し，最終処分場の整備を行う努力を免除する又

は最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断しているという事実自体が認められないため、本件対象文書を作成・取得していないとの上記（１）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

（３）また、本件対象文書の探索について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件開示請求・審査請求を受け、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の執務室内文書保管場所、執務室外書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び同課専用共有フォルダ等の探索を行ったものの、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨説明するが、その方法・探索の範囲が不十分とはいえない。

（４）したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

1 原処分1

廃棄物処理法4条1項の規定は市町村の自治事務である一般廃棄物処理事業に適用される規定になっているが、同規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄して他の市町村において民間委託処分を継続する一般廃棄物処理基本計画（10年～15年）を策定している市町村が焼却施設の整備を行う場合に、同法を所管している国の行政機関である環境省が当該市町村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して同法4条3項の規定に従って財政的援助を与えることができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書

2 原処分2

廃棄物処理法を所管している国の行政機関である環境省が、市町村が実施する一般廃棄物処理事業が市町村の自治事務であることを法的根拠にして、同法4条1項の規定に基づいて最終処分場の整備を行う努力を放棄している市町村に対して、最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書

3 原処分3

環境省は廃棄物処理法を所管している国の行政機関として、特定県Aにおいて平成時代から15年以上、最終処分場の整備と民間委託処分を回避するために「最終処分ゼロ」を継続している特定市Bと、平成時代から15年以上、最終処分場の整備を放棄して他の市町村において「民間委託処分」を継続している特定村Cと特定村Dが推進している「ごみ処理の広域化」に対して同法4条3項の規定に従って財政的援助を与えることに努めているが、環境省が同法4条1条の規定に従って最終処分場の整備を行う努力を放棄している2村に対して最終処分場の整備を行う努力を免除して財政的援助を与えることができると判断している理由とその法的根拠が分かる行政文書